

2 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

【改正の概要】

令和6年度の税制改正において、法人が事業年度終了の時（以下「期末時」という。）において有する市場暗号資産に該当する暗号資産で次の要件に該当するものの期末時における評価額は、原価法又は時価法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、原価法）により計算した金額とされた（法61②、令118の7②、規26の10①②）。

- (1) その暗号資産につき、譲渡についての制限その他の条件として暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第1項第9号に規定する移転制限が付されていること。
- (2) その暗号資産につき、暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会を通じて上記(1)の譲渡についての制限その他の条件が付されていることを公表するための一定の手続を行っていること。

なお、評価方法は、上記(1)及び(2)の要件に該当する暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産の取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされた（令118の6④⑤、118の9①）。また、評価方法を選定しなかった場合には、原価法により評価した金額をその暗号資産の期末時における評価額とすることとされた（法61②）。